

日本の公的年金制度・政策とそれらを巡る研究の生成・発展

城戸喜子

I はじめに

ある国の住民に関わる現今の社会法制は突如として現在の形になった訳ではなく、歴史的な連鎖の結果として現れている。日本の公的年金制度も例外ではなく、戦中からの経済社会の歴史の大きなうねりの中で生まれ変遷して来た。同制度の現在の基本形が出来るまでの経緯と制度の内容や、改変に至った環境に刺激され制度改正に先行・並行して登場して来た研究分析の展開を概観するのが、本稿の主題である。

以下ではⅡ. 現行の公的年金制度の中核の一つを成し最も歴史の古い厚生年金を中心に、その前身が戦中に発足し戦後に再建を果たすまで、Ⅲ. 戦後の混乱が収まり日本経済が好転し非被用者のための国民年金が作られ国民皆年金体制が実現されるのと平行して被用者年金制度の支柱となるまで、Ⅳ. 一層の経済好調に促され他の年金制度との格差是正を含む給付改善を続け福祉元年に達した後、経済の変調と高齢化社会に直面するまで、Ⅴ. 経済社会環境の激変に連れこれら制度の統合・調整を図り、世代間・世代内の公平や制度内矛盾の除去、制度への信頼・安心を図り現行制度の原型に辿りつくまでを各節で述べたい。

編集者の依頼は長い制度変遷の上に立ち学術的議論（問題の捉え方、焦点、分析手法）の推移と発展の方向を論ずることだったが、執筆の過程で時代環境に翻弄される年金制度に研究者や関係者達がどのような問題を感じ議論を展開し、それが制度の存続や変更を可能にして来たとの意識に変

化した。従ってそうした視点から既存の年金制度を巡り検討すべき課題が次々と明らかにされて来た過程を、1965年度以降刊行の『季刊社会保障研究』¹⁾ 掲載論文を中心に追跡する。何故なら従来の制度・歴史研究中心から経済学、統計学、社会学の手法による論考への転換とその後の展開を同誌が記しているからである。

分野別には経済学や社会学では記述理論型から理論モデル構築型更に計量モデルによる実証研究へと発展してきた。ただし最初に置いた仮定と残された課題の制約は認めつつ、基底に政策的含意を述べたものが多い。扱う時期は紙数の限りもあり戦中の労働者年金の発足から基礎年金による各年金制度統合の基盤作りまでとする。これは筆者の問題意識の故であり、太平洋戦争中に何故労働者年金が生まれ厚生年金に転換し、しかもそれが完全積立方式であったか、また戦後なぜそれが修正積立方式に変化し更に賦課方式に傾斜して来たか、なぜ現在もある意味同様な議論が続いているのか原点を探りたかったからである。

現在の政策課題は安定、公平、効率を基準にした制度一元化の在り方と、経済・社会環境激変への同じ基準での適応方法であり、現在の議論の出発点は明らかに基礎年金の形で部分統合された年金制度である。それ以降の動きについては多くの研究者が関心を寄せ執筆希望者も多数と判断し、枚数の制限もあり基礎年金創設までとした。

Ⅱ 戦前の厚生年金発足から戦後の同制度再建まで²⁾

現在、日本の公的年金制度について論ずる場合

には、主として超高齢社会に直面して1985年度と2004年度の大きな改革・改正を足掛かりに、未だに解決されない課題を検討するものが多い。しかし中には元来、公的年金制度とはいつ何のためにどのように設計・導入されて来たかを振り返り、現行方式の歪の発生の源を見詰めようとの試みも、特に1990年代半ばから2000年代に掛けて見られる。本節ではそうした論考を参考に、厚生年金制度の発足から戦後の再建までを振り返りたい。

厚生労働省の祖である内務省は、救貧よりも防貧を根源的施策と考えていたようで、このような社会政策的理念の下で政府は1900年代には労働力保全策の検討を開始し、1905年に鉱業法の制定・施行、1911年に工場法の公布、1922年に健康保険法の公布を行った。またこの間、恩給制度が適用されない国の現業職員向けに、各省の現業職員共済組合が設立され、陸上労働者の疾病に関する保護政策は基本的に確立の方向に向かった。次いで問題化したのが海上労働者としての船員への労働者保護政策である。

すなわち上記健康保険法は希望決議に、廃疾保険の制定と海上労働者のための健康保険制度の確立を掲げた。そして翌年には船員保険の検討が開始され、関東大震災の影響による審議中断を経て1929年には、業務災害による廃疾への保障がない海上労働者のため、廃疾、脱退および死亡をも保険事故とする制度が考案された。船員にとっては所得保障の方がより緊急性を持った課題だったようである。養老給付も議論されたが陸上労働者との均衡上、脱退手当金に集約され除外される。しかし却って陸上労働者に対する年金制度の必要性を認識させたことになる。

その後、海運業の貿易上および国防上の重要性が高まるに連れ、また農民と一般国民向けの国民健康保険の成立(1938年)もあり、海上労働者の特殊性を考慮した労働能力喪失時の所得保障を含む総合保険の船員保険法案が厚生省から国会に提出され、その成立を経て1939年³⁾には公布される。この時、陸上労働者に対する所得保障への足掛かりが築かれた。同法では船員保険法に定められた船員を強制加入とし、養老年金に加えて廃疾年金

あるいは廃疾手当、遺族年金と死亡手当金、更に脱退手当金⁴⁾を支給するとした。なお養老年金は15年以上の被保険者期間を要し、50歳からの支給である。

他方、陸上労働者に対する総合的労働保険の設立は、前述のように健康保険法の検討段階から政府内では意識されていたが、老齢・廃疾・死亡等を保険事故とする年金制度の実現には、その前に両種の健康保険制度と船員保険制度の成立・施行が必要であった。更に戦時体制下での国民意識の統一、軍需産業を中心とする重工業化、生産力増強を目指す労働保全体制の進行を待たねばならなかった。中でも鉱山労働者の重要性が際立っている。

海上労働者、官吏および軍人以外の一般国民に対する廃疾・養老等保険の要求は、上記三法施行後間もなく1939-41年に保険制度調査会および国会の審議を経て労働者年金制度として実現する。審議の過程で①各種労働保険の整理統合、②適切な適用事業所の規模・労働者数、および③脱退手当金の保険給付としての妥当性が議論された。

①の問題は退職積立金および退職手当制度、工場法・鉱業法等に基く事業主の扶助制度等既存の各種労働保険等との関係であり、各制度の分立が混乱や事業主の二重負担を強いる結果となるため、整理統合を行うよう希望決議がなされた。②については健康保険とのバランスやまた零細企業の保険料負担に配慮して当面、従業員10人以上の事業所に働く男子筋肉労働者とされた。すなわち労働者年金では鉱業、工業、運輸業等の特定の産業に適用され、給付の種類は養老年金、廃疾年金・一時金の廃疾手当、遺族年金(10年間の有期)と、保険料の掛け捨てを防ぐ脱退手当である。

受給資格は一般労働者の場合20年間の拠出と55歳からの支給開始とされたが、鉱山労働者は拠出期間15年、支給開始は50歳となった。更に特例として鉱山労働者は同一事業所への継続勤務の場合、拠出期間が12年に短縮された。

財政方式は一般労働者の平準保険料6.4% (労使合計)、炭鉱労働者8.0%(同)の完全積立方式で、給付は完全な報酬比例制を取り、平均標準報酬月

額の3カ月分を基本額とした。本格的な支給開始が遅いため積立金は累積するが、その運用は大蔵省預金部管理とされた。なお被保険者数は1942年の346万人から出発し、翌年には429万人まで増大する。しかし当時、男性及び熟練労働者の不足と女性就業者の増加は特に重化学工業で著しく、適用対象を拡大する必要があった。更に脱退手当金の受給資格期間短縮の必要が徴用工⁵⁾の増大から生ずる。この問題は朝鮮半島からの労働者にも生じた。

これらを受けて1944年に適用範囲が男女の事務職や女性労働者に拡大され、適用対象事業所の規模も5人以上に修正された。被保険者数は同年に832万人に激増する。財政方式は完全積立方式が継続されるが、給付に関しては炭鉱労働者に3カ月ごとに1カ月を加算する戦時特例制度が創設された。その結果、最も早い炭鉱労働者には1954年1月に養老年金が支給されることになった。給付額は引き続き完全報酬比例に基づき、ただ基本額が平均標準報酬の4カ月分に改善された。また遺族年金は終身支給に改められた。更に厚生年金への名称変更に伴い、廃疾年金と廃疾手当は障害年

金と障害手当に改称された。

保険料率は一般労働者が労使合計で11%、鉱山労働者は同じく15%、給付費への国庫負担は従来通り一般労働者に関しては1割、炭鉱労働者に関しては2割の負担で継続された。

ところで労働者年金制度はドイツの公的年金制度を模倣したと言われ、平準保険料に基く完全積立方式を採択し、2年後の厚生年金制度もこれを引き継いだ。果たしてこの制度は欧州諸国のように不十分な資本蓄積の補完・促進を狙ったのだろうか。この点については議論が分かれ戦前から戦後に掛けて興味深い議論が多数登場する⁶⁾。しかし結局は購買力吸収による強制貯蓄の一環でインフレ抑制策であり、また労働移動の防止であったように思われる。念のため当時の被保険者数や積立金また軍事費に占めるその比重の推移を表1、表2により見ておこう。適用範囲が狭いため被保険者数も積立金額も大きくない⁷⁾。

1944年度の被保険者数は労働者年金から厚生年金への改革で832万人まで増えたが1945年度には軍需工場の閉鎖等による失業者の増大で433万人まで激減する。他方、積立金は1942年度の1億4千

表1 軍事費と厚生年金積立額

	1942	1943	1944	1945	1947	1949
(1) 積立金残高 (千円)	141,009	376,208	903,952	1,455,827	5,541,539	23,726,104
(2) 軍事費合計 (百万円)	18,753	29,818	73,494			
(3) (1) / (2) %	0.75	1.3	1.2			

出典 (1) は厚生省『厚生年金15年史』434頁。(2) は参考表1 (8) 欄。

表2 就業者数・雇用者数・被保険者数

	1930	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1950
(1) 就業者人口 (千人)	29,620	32,483						36,025
(2) 鉱業 (千人)	315	598						591
(3) 製造業 (千人)	4,708	6,864						5,703
(4) 雇用者 (千人)	20,074	13,547						14,159
(5) 被保険者 (千人)				3,463	4,291	8,318	4,326	

出典 (1) は矢野恒太記念会編『数字でみる日本の100年 改訂第6版』84頁。(2)(3) は同書80頁。(4) は同書84頁。

(5) は国民生活センター編『年金制度と高齢労働問題』62頁。

注 (1) 欄の1930年と1940年は日本統計協会『日本長期統計総覧 第1巻』、1950年は総務省統計局『2005年国勢調査最終報告書 日本の人口』による。1930、1940年は内地に現存する全年齢の有業者。1940年は日本人および外地人有業者（軍人および軍属をのぞく）。1950年は沖縄県を含む14歳以上就業者。

参考表1 戦前・戦中の経済・財政規模と軍事費・政府債務残高

		1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
(1) 国民総生産	(CY) (百万円)	17,800	23,426	26,793	33,083	39,396	44,896	54,384	63,824	74,503
(純) 中央財政										
(2) 歳入	(FY) (百万円)	9,046	10,865	14,330	12,642	16,919	22,026	31,256	49,487	...
(3) 歳出	(FY) (百万円)	8,432	9,195	13,124	12,273	15,704	22,891	31,965	47,458	...
(4) 一般会計歳出	(FY) (百万円)	2,282	2,709	3,288	4,494	5,860	8,134	8,276	12,552	19,872
(5) 国債費	(FY) (千円)	363	400	502	675	903	1,119	1,597	2,181	3,107
(6) 軍事費	(FY) (千円)	1,078	1,237	1,167	1,629	2,226	3,013	79	2	2
特別会計										
(7) 臨時軍事費	(FY) (百万円)	...	2,034	4,795	4,844	5,723	9,487	18,753	29,818	73,494
(8) 軍事費合計	(FY) (百万円)	...	2,035	4,796	4,846	5,725	9,490	18,753	29,818	73,494
政府債務残高										
(9) 国債	(FY) (百万円)	10,575	12,817	17,345	22,886	29,848	40,470	55,444	77,556	107,633
(10) 借入金	(FY) (百万円)	284	85	84	85	108	109	154	5,462	42,417

出典 (1) は矢野恒太記念会編『数字でみる日本の100年 改訂第6版』2013年, 98頁。(2) - (4) は同書410頁。(5) (6) は同書414頁。(7) は同書545頁。(9) - (10) は同書425頁。

万円, 1943年度の3億8千万円, 1944年度の9億円, 1945年度の15億円と増え続けたが, それらが軍事費に占める割合は0.75%, 1.3%, 1.2%と低水準で推移する。

太平洋戦争の終結に伴い耐乏生活の強制も終わり, 軍人の退職金や軍需工場への損失補償として膨大な臨時軍事費が日銀引き受けの赤字国債で賄われ, 通貨供給量が急速に増大した。他方, 生産状況は崩壊状態であったため急激なインフレが日本経済を襲った。この結果, 積立金の減価は著しかった。すなわち1947年度の積立額は55億円に達していたが, 消費者物価の日銀指数が1942年度を100とすると1947年度には4000⁸⁾に達していたので, 実質額はその2.5%, 1.4億円に留まる。また支給されていた障害年金の実質価値も目減りし生活を保障する水準を割っていた。

敗戦後の混乱から国民生活を守り社会保障制度の整備・改善を図るため, 政府は厚生省内に社会保障制度調査会を1946年1月に設置した⁹⁾。他方アメリカも社会保障調査団を日本に派遣し, 1948年7月には報告書が政府に提出される。同報告は①年金制度の財政方式は現状では賦課方式を採るべき, ②最低生活保障のため給付額の最小限度額を定めるべき, ③物価水準変化への対応上, 給付額に定期的な調整を加えるべき, ④養老年金等の

支給開始年齢を引き上げるべき, 等の改善点を指摘している。

上記調査団の勧告により内閣のレベルにおける代表的審議会として社会保障制度審議会が同年に設置された。そして1950年には同審議会の第一次勧告が社会保障制度全般に亘って行われ, 戦後日本における社会保障制度全体の方向付けがなされる。この間ドッジによる超緊縮財政(1949)は厳しいデフレを引き起こすが朝鮮戦争(1950)より, 日本経済は再生軌道に乗る。そうした中で1954年には厚生年金の本格的支給開始が迫っており, 敗戦直後から応急的に対処してきた厚生年金の全面改正が1952年頃に検討され始めた。

先ず労働能力喪失時の所得保障という年金本来の目的のためには, 報酬比例給付の場合, 時間の経過と経済環境激変の後には標準報酬等級の整理・改善が必要となる。しかし経済全体がやっと戦前水準に回復した時点, 国も家計も企業も貧しい時代には健康保険の標準報酬月額の高額に厚生年金のそれを揃えることも出来ず, 後者を前者よりかなり低い最高等級に留めた。ただ過去の低い標準報酬は, 老齢年金の基本額算定に際して一定水準に読み替えられた。問題は標準報酬等級の上限が上げれば完全な報酬比例給付は大きな給付格差を受給者間に生ずることである。

そのため老齢年金の給付を定額部分と報酬比例部分とに分け、生涯所得の低い者への高い者からの再分配の仕組みを織り込んだ。この時の定額部分の水準は生活扶助基準（2級地高齢単身男性）を基礎に防貧的色彩を施して決定され、また報酬比例額は被保険者期間20年の者を基準とし、平均標準報酬月額 \times 5/1000に被保険者期間月数を乗じた額とした。これら定額部分と報酬比例部分の合計を老齢年金の基本額とし、これに家族構成に応じた加給年金が加えられる。更に平均寿命や60才時平均余命の伸長を勘案した受給開始年齢の60歳への引き上げが決定された。

次に財政方式は、敗戦後の経済的混乱の中で暫定的に相当低い保険料率を設定した（1948年）ため、給付額を抑えたとは言え積立不足を生じ完全積立方式を維持出来なくなっていた。今回の改正ではこのような状態から脱却し完全積立への復帰を願った。しかし幾らかの給付改善に伴う保険料率の引き上げは、経済環境が整わないため労使の反対に遭って挫折し、再び暫定的な保険料率を5年毎に5%ずつ引き上げて行く修正積立方式¹⁰⁾を採択し、5年毎の財政計画の見直しが決定された。当然ながら最終保険料率は平準保険料を越えるものとなる。

当時の厚生年金制度を巡る研究論議としては当然ながら低い給付水準に関するものが多くあった。例えば日本国憲法第25条との関連で生存権保障を掲げ、本来は生活保護に関する筈の主張が、実際には社会保険給付・所得保障全般にまで及んでいた。また敗戦直後の日本の社会保障論議はベヴァレッジ報告（1942年）に基く当時のイギリス社会保障の影響を強く受け、ナショナル・ミニマム論の具体化である均一原則・生存原則の思想も普及していた。しかしベヴァレッジ報告の経済理論的支柱であるケインズの「社会保障による所得の再分配と消費の社会化を通ずる有効需要の増大」¹¹⁾こそ重要な鍵であった。

とは言え現実には全体の構造を戦前からのドイツ型社会保険のまま厚生年金制度は再構築された。なお適用範囲が第三次産業にまで拡張されたのは前年の1953年であるがその際、戦前から存在

する船員保険や共済組合の被保険者・組合員を適用除外とし、これが後に各種共済組合の分立・拡張を生む素地となった。また積立金は戦前の大蔵省預金部への預託と同様に、大蔵省資金運用部に預託され郵便貯金等と一元的に管理運用され大部分は財政投融资資金として活用されて来た¹²⁾。

最後に人口構造の高齢化に関し現時点での予測ほど厳しくはないが、昭和31年度版『厚生白書』で既に1960-1995年の将来予測を掲げ、60歳以上人口比率の着実な増大特に1985-1995における急激な上昇を示している。また社会的規範として子による親の扶養が至上命令でなくなっていることも記している¹³⁾。

Ⅲ 被用者年金の分立と非被用者（国民）年金の創設¹⁴⁾

1948年度から1954年度に掛けて厚生年金制度の再建が行われたのと並行して、戦前からの恩給と共済組合制度の整理・統合が行われた。戦前の官吏と雇用員の身分差を撤廃し同じ公務員として国家公務員の共済組合とその連合会が制度化される。一方民間被用者のための厚生年金制度は重化学工業化のための合理化と、そのために必要な技能工確保のための退職金制度の整備に企業が資金を注入し、生活保護を越えた水準にまで給付改善が出来るほど保険料を負担する能力がなかった。他方、公務員制度の給付水準は戦前からの傾向が維持され、民間制度のそれよりも高かった。

こうした給付水準の格差やより早い支給開始年齢等の制度上の優遇こそ、船員保険の加入者や共済組合の組合員を厚生年金制度の適用除外としたことと相俟ってその後の被用者年金制度の分立を惹起する原因となった。公的學校教職員とのバランスを維持し、中央公務員の水準に準ずるよう私学共済組合、市町村職員共済組合、公共企業体職員共済組合等が1950年代に続々と設立され、更にこれらに関連した職業の従事者、例えば農林漁業団体職員も共済組合を設立した。しかしこうした各年金制度の乱立は社会保障制度審議会等の年金保険制度一元化の姿勢に逆行していた。

今まで見て来たように、厚生年金の第三次産業従事者への適用や各種共済年金の設立を見たにも関わらず、従業員5人未満の事業所の従業員、農林漁業従事者、自営業者、並びに無業者に対する年金制度がなかったため、年金制度適用者の規模は就業者総数の1/3にも及ばなかった。農業従事者の割合は1950年でも4割近いし、また周知のように日本における中小特に零細企業従業員の割合は高い。1954年に厚生年金保険法の改正が論議された際に、厚生委員会の付帯決議として、こうした人々のための国民年金制度の創設に努力することが記された。

こうした経緯を経て1955年には、経済5カ年計画に対応して社会保障5カ年計画を立案し最終年次に国民年金制度を実施するという目標が建てられた¹⁵⁾。具体的には1956年度に国民年金委員会を設置し58年12月に国民年金制度要綱を最終決定した。また59年1月には国民年金法案が閣議決定され4月にはほぼ原案通りそれが可決成立した。

同法によれば国民年金制度の被保険者は日本国内に住所を持つ20歳以上60歳未満の総ての日本国民であり、他の公的年金制度への加入者は適用を除外された¹⁶⁾。従って農民、商人等の自営業者や中小・零細企業の被用者に対する制度となり、国民皆年金体制が確立された。更に被用者の妻にも任意加入が認められた。しかしこのことが後に被用者の妻間の年金格差問題を生むことになる¹⁷⁾。被保険者期間は25年以上、支給開始は65歳である。また保険料は農業・自営業者等の所得捕捉が困難なため定額とされ、それを受けて給付も定額となった。なお低所得層に対しては保険料免除の仕組みを導入した。

更に制度発足時に既に中高年に達しており、保険料納入期間の充分な者に対する救済策として無拠出定額の福祉年金をこうした人々に支給した。これは拠出制年金を補足する経過的制度であり、拠出制年金には老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金が、無拠出年金には老齢、障害、母子の各福祉年金が設けられた。国庫負担は納入された保険料の1/2と事務費全額、および福祉年金給付費に対してなされる。なお被用者年

金制度が世帯単位であるのに対し国民年金制度は個人単位であり、この両制度間の相違も後日大きな争点となる。

このように多くの被用者年金制度と、1960年度には非被用者のための国民年金制度が制定され、20歳以上の総ての国民がいずれかの年金制度に加入出来る皆年金体制となったが、年金制度は長期の加入期間を要するため、転職・退職の繰り返しによりいずれの年金制度の資格期間も満たせない人々が出る可能性はある。そのため各年金制度への加入期間を合算して一定期間に達すれば、各制度がそれぞれへの加入期間に応じて通算年金を支給する方策が1961年度に法定された。この時、国民皆年金体制が実質化されたと言われている。

しかし分立した年金制度間には、支給開始年齢(55歳、60歳、65歳)、給付単位(世帯単位か個人単位か)、および年金額算定の基礎となる報酬(加入全期間平均か最終給与かあるいは定額か)を巡って格差があり、大きな不平等を残していた。

ただ社会保障制度審議会が既に1953年の「年金制度の整備改革に関する件」で、年金制度改革の基本方針を提示しており、そこには、分立した当時の被用者年金各保険や類似制度の対象者を包括し、更にこれらの制度から漏れた中小・零細企業の被用者、一定の自営業者等をも加えて単一の総合年金制度を設け、将来その制度を国民年金の基盤とするよう考慮すると書かれている¹⁸⁾。

更に①年金額は最低限度の生活を保障するという趣旨から定額制とする。②公務員のための年金・共済制度等は本総合年金制度に附加的に考慮する。③一般被用者または自営業者についても総合年金制度に附加して、退職年金制度または相互共済的な附加制度を持つ事が考えられるので、それらの育成のための措置を講ずる。これらの課題はいずれも基礎年金創設の際に改めて論ずる必要のある事項だが、③については次節で触れることにする。

Ⅳ 給付水準の改善・制度の拡充と社会保障研究の新しい芽

1 給付水準の改善と制度の拡充

戦争と敗戦による日本経済の崩壊と超インフレ、対抗策の新円への切替えとドッジ政策、それに起因する不況と朝鮮戦争絡みの特需景気等を経て1950年代半ばに経済活動は戦前水準を回復した。経済環境の激変に採み苦茶にされながら厚生年金制度も辛うじて生き残り再建を果たしたが、その過程で戦前からの有利な条件を引き継ぐ別の被用者年金制度が存続あるいは新たに誕生し年金制度全体が複雑化した。しかし厚生年金は給付水準の改善と保険料改定の必要を1954年以降に引きずり、また5年毎の財政計画の見直しが予測と実績のずれや平準保険料に向けての保険料の段階的引き上げの必要から同年に明記された。

最初の財政再計算は1959年に行われる筈だったが、日経連の強い反対で翌年までずれ込み内容的にも僅かな修正となった。反対の根拠は①国民年金の発足を待ってからで良い、②企業の退職年金制度と厚生年金との調整が必要である、の2点であった。また修正内容は標準報酬月額の高等級をやや引き上げ、報酬比例部分の算定に用いる乗率を僅か増大させたことに尽きる。この算式によると、1961年における老齢年金給付額は生活保護の老人夫婦2人世帯(1級地)への給付の35%に留まるという試算も見られる程低かった¹⁹⁾。

しかし厚生年金一般加入者の最初の老齢年金受給者発生(1962)が近い時点で、上述のような低水準の給付が問題とされない筈はない。社会保障制度審議会は1962年の勧告で、「現行の年金額が共済組合の場合は別として、老齢、廃疾および生計中心者の死亡という事故に対する生活保障としては甚だ不十分である。速やかに引き上げる必要がある²⁰⁾」という趣旨を述べている。こうした状況と所得倍増計画に基く高度経済成長の開始によって経済環境が好転する中、第2回の1964年財政再計算の時が巡って来る。この時、給付水準の大幅引き上げが再び議論の中心とされた。

ところで経済成長は給与の引き上げを伴い、それは最終給与と勤続年数とを基準とする退職金の増額、従って企業の負担を増大させる。経営者側は退職一時金の企業年金化を図る傾向を強める一方、1961年頃から老齢年金の報酬比例部分と同等以上の内容を持つ企業年金に関し、イギリスの公的年金制度にある適用除外方式を用いて、厚生年金と企業年金との調整を図るよう主張した²¹⁾。これを経営者側は厚生年金給付引き上げの前提条件とし、その上でILO102号条約が定める最低水準²²⁾までの給付の引き上げを提案した。他方これは退職金を賃金の後払いと考える労働者側には了承出来ない主張であった。

経営者側と労働者側とはこの争点を巡って対立を繰り返したが結局、第2回の厚生年金財政再計算時(1965)²³⁾に、厚生省が一定の要件を満たす企業年金について厚生年金の報酬比例部分との調整を行い、同時に厚生年金の給付水準を引き上げるという制度改正にまとめ上げた。ここに厚生年金基金制度が創設され同基金は国に代わって厚生年金の報酬比例部分を支給し、その代行部分相当の保険料を免除されることとなった。翌年から同基金は次々と設立され加入者数も増えるが、近年の日本経済の環境悪化に伴い基金財政や基金母体である企業経営の行き詰まりにあり、解散する基金が増加している。

一方、給付改善については先ず標準報酬等級の最低額を2.3倍に、最高額は1.7倍に引き上げ、等級数もやや増加させた。定額部分については月額を2.5倍に引き上げ5,000円とし、更に長期(20年以上)加入者への期間比例加算を付けた。また定額部分については今後増額への努力をすとの付帯決議を加えた。但し定額部分は低所得者への再分配にとって重要だとは言え、期間比例給付化することは別の大きな問題を引き起こす。

第三の給付改善策として報酬比例給付の乗率が0.06から0.1に変更された。従って加入期間20年の者の同給付は平均標準報酬月額の20%となった。当時(1965年5月)の被保険者全体の平均標準報酬月額は25,000円だったから、加入期間20年の平均的被保険者の報酬比例給付は5,000円となり、

定額部分と合わせて月額1万円の年金が支給される。これは上記25,000円の4割でILO102号条約(年金給付に関する最低基準)の条件を満たす。但しこれは飽くまでも標準とされるモデル的年金であり、現実の受給者で平均標準報酬がこのように高い者はいなかった。

なおこの再計算では給付スライド制の問題が速やかに結論を出すとの付帯決議に留まった。しかも賃金と物価のどちらを基準にするか大きな論点として残された。国民年金の給付も夫婦合わせて月額1万円とされ厚生年金との均衡が図られたが、ここでも保険料率の引き上げ幅は圧縮され、それを補う国庫負担が付けられなかったため同制度も修正積立方式に移行してしまい後日、産業・就業構造の変化も相俟って厳しい財政困難を引き起こすこととなる。ここで国民年金の平準保険料率と拠出保険料率の推移については表3を、国民年金と厚生年金の収支状況についてはそれぞれ表4と表5を参考にして欲しい。これらの表から国民年金の発足が厚生年金より20年近く遅れたとは言え成熟を急ぎ過ぎ、平準保険料率と拠出保険料率との差の余りに大きいことが分かる。国民年金は発足20年で既に歳出額1年分の積立金しかない。制度発足時に既に中高年である者への不公平を出来るだけ小さくとの意図は分かるが、経済状態や社会・人口構造変化への配慮が経営者、労働組合、政治家、官僚に欠けていたとしか考えられない。既存の社会制度は時代の変化に即して素早く改変し難いと共に、直近の未来しか見えない中で改正・改革される傾向が強く、年金制度のように超長期期間に亘る制度の新設、変更には慎重を期したい。

2 社会保障研究の新しい芽

(1) 社会保障の理念の確認と経済との関わり

この1965年当時、厚生省大臣官房企画室管轄の特殊法人・社会保障研究所が設立され、『季刊社会保障研究』が刊行され始めた。その1巻1号(1965/1)にはILO東京調査部長(当時)の高橋武が「社会保障における年金制度の問題点」と題して、日本の社会保障費では年金給付費の比重が先進諸国に比べ非常に低いこと、低い高齢人口比、

年金制度の未成熟等に言及し、老齢年金が生命保険の系統から発生しているため老後への貯蓄という考え方が従来強かったが、社会保障の理念は社会的連帯であり年金制度では私保険のように拠出・給付関係を個人別に厳密に追求するものではないことを主張している。

そしてILOがアメリカの大恐慌やドイツの大戦と恐慌の経験を踏まえて、1952年には「年金の調整」という原則を打ち出し、生計費や賃金の上昇に対応する年金調整が多くの子の国の社会保険年金で自動的に作動する装置を据え付けるに至った。そうでないと急速な経済成長下では年金額が一般所得水準の上昇に遅れを取る結果になり、日本の年金制度ではスライド導入が急務であるとしている。またILO条約は給付の最低基準が代表的な賃金水準に結びついているとも述べている。しかし最終的には社会保障が経済成長の成果であることが強調された。

(2) 退職金・企業年金と社会保障の関係

同誌1巻2号(1965/9)では厚生省大臣官房企画室長(当時)の中野徹雄が、戦前の労働者(厚生)年金は労働力保全を図ると共に民間購買力封殺による戦時インフレの防止という要請が強く働き、また厳格な積立方式を捨てられず長い受給資格期間を要件とした結果、老齢年金の支給が長く本格化せず却って民間の退職一時金(年金)を成長させたとしている。更に戦後の再建時にも戦後十年近く退職給付が機能停止していた上、乏しい負担能力の制約もあり再び最低限の給付水準に留まり、負担費用としての保険料率は低位のまま推移した。それが戦前からの慣行である退職一時金を大幅に復活させたとして述べている。

また調整年金が経営者側のどのような意識により導入されたかも説明しており、退職一時金の事業主にもたらす危険を回避する方策として主に米国の企業年金・協約による社外基金の例から学んだ結果だろうと云う。労働側も社内預金の不払や退職金不払より安心な選択との判断だっただろう。なお前述の戦前厚生年金の評価や1954年時に完全報酬比例から定額部分を導入した理由を簡潔に記した部分も興味深い。その理由とは英国の国

民保険が定額制であったこと、米国の年金制度も再分配的要素をある程度含んでいたこと、日本の賃金格差が特に再分配的配慮の必要を感じさせたことである。

(3) 租税・社会保障による再分配効果の実証分析
 同じ号に、日本女子大学教授の久保まち子が年金を含む社会保障と税制による所得再分配の状況を被用者世帯と非被用者世帯について分析している。これは所得・社会階層別再分配論の始まりであり一時点での横断面比較による実証研究の端緒と言えよう。なお当時から公的年金は稼働世代から退職後世代への再分配という世代間再分配の概念は存在したが、1980年代に入って同時出生集団別生涯受給額対生涯拠出額（一個人・一集団の異時点間再分配）の比較研究が登場²⁴しその後、財政収支全般に亘る世代会計の分析が現れる。更に近年では同時出生集団別に将来の世代内再分配の状況を推測しようとの研究も見られる。

(4) 社会保険と私保険の異同問題

同誌1巻4号には一橋大学教授・高橋長太郎が「社会保障の財源」という題で、再分配の手段としての社会保障の社会性や公共性について概念を明確化している。また正義を中心とする社会倫理が構成されて初めて社会保障の中核たる経済保障措置が採用されることを指摘、更に公正とは「社会的に比例して」の意味だと述べている。創刊当時あるいはその後間もない時期の同誌は、大いに気負って社会保障の理念や概念、守備範囲、そしてその機能や効果について基本的な議論を提示しており、現代の錯綜した経済社会・政治状況と同制度の下で年金問題を論ずる場合の原点を示しているように思われる。

同教授は社会保険が強制加入で保険数理に基づかない以上その保険料は目的税であると述べ、社会保険の前提は「給付・反対給付均等の原則」かそれとも「収支相等の原則」か専門家の論考の明確化を要請した。これに応え同誌2巻3号は2人の論者の議論を紹介している。先ず大阪市立大学教授・近藤文二は社会保険の保険原理は集団全体の「収支相等の原則」であり他方の原則はミクロの原理だと云う。これに対し庭田慶応義塾大学教授

は収支相等の原則が長期に亘って侵犯されている健康保険の例を挙げ、その原因は国庫負担にあるとし、更に事業主負担すら「給付・反対給付の原則」を侵犯していると論じている。

つまり私保険と社会保険とは決定的に断絶しており後者が再分配を志向していることからそれが主張出来ると述べている。筆者は、同論文では事業主負担が誰に帰着するかの証明が欠けており、また国庫負担は保険料引き上げを不十分にし易い土壌を形成しているが、両者の断絶は社会性が附加されている以上当然だということである。また当時の健保の恒常的赤字は利益団体間の利害調整や経済的環境を考慮した政治的妥協の結果であり、年金保険についても同じだと判断している。ただ国庫負担も結局は被保険者負担であって応能負担の財源であるため「収支均等原則」が成立していないのは事実である。

(5) 高齢化、成熟化と制度間格差問題

同じ号には懸賞論文入選第1席の横山和彦・日本社会事業大学助手の「わが国社会保障の将来について」が掲載され、そこでは1960代の人口予測による高齢化の予想、年金の現状、十年間の見たと、暫定的な解決策が述べられる。同予測でも1990年代以降高齢化の速度が増大することが先ず指摘され、次に公的年金の適用状況は良いがその成熟度が極めて低く、老齢年金の給付水準が欧州諸国と比べ加入期間の伸びる程割高なことが示される。現時点で見れば制度設計の不味さと言えよう。給付水準については中核的な厚生年金の非常な低さが生活保護の水準や共済組合系統の水準と比較して示される。

今後、厚生年金受給者は徐々に増大し特に1980年代以降、その増加は急速化するが、給付水準は低く留まり標準年金でも生活保護水準に満たないだろう、その原因は給付計算に含む標準報酬の期間が長すぎ過去の報酬の評価が低い事にあると云う。これと関連して分立する年金制度間の差が取り上げられ、スライド制以前に再評価問題を取り上げるべきだとしている。更に年金制度上の妻の座を明確にすることが求められている。

これら初期の『季刊社会保障研究』掲載論文を

取り上げた理由は、現在論ぜられている多くの議論の根源がこの時期に既に示されており、当時の問題提起に遡って現行の議論の出発点を振り返る必要を感ずるからである。

3 第3回財政再計算と5万円年金

3回目の財政再計算時の1969年²⁵⁾は厚生年金が1954年に再建されてから15年、1942年の労働者年金保険創設より27年経過し、厚生年金の受給者数も増加し続け拠出制年金制度の中で主力となる一方、家族扶養に関する社会的認識も変化し始めていた。更に日本経済自体が高度経済成長の真ただ中にあり、支給要件中でも特に給付水準を巡る分立した制度間の格差は拡大する方向にあり、その解消への強い要求への対応が必要であった。そして給付改善にとって最大の障害である調整年金制度の導入は既に片づいていた。

このような環境下で製造業現役労働者の平均賃金5万円余の約40%である約2万円を、「新規」受給者（加入期間24年余の平均標準報酬月額3万8千円）に支給することが決定された。同時に定額部分を引き上げ低い標準報酬を切り捨てた。従って給付水準はかなり改善されたが現実の平均受給額は1万4千円弱²⁶⁾であった。ただ加給年金額も引き上げられ低所得者への在職老齢年金の創設や、標準報酬表の改定、保険料率の引き上げ等が行われた。また1971年の財政再計算時へ対応策として1969年改正時に国民年金の夫婦で月額2万円への引き上げ、福祉年金の改善、付加年金の導入、保険料の引き上げが行われた。

再々の給付改善は保険料の引き上げを必要とする。しかし又もや平準保険料率に向けての引き上げは不十分で実際の保険料率との差は徐々に開く結果となり、段々に賦課方式に傾いて行った。更に保険料引き上げの不足を国庫負担の増額で補う方法が採られ、国庫負担は給付時負担であるため、受給者が増える後代の一層の負担となって行く²⁷⁾。

4 福祉元年に向かう改正と議論、およびその後の情勢変化

(1) ILO128号条約²⁸⁾の基準に向けた改正と議論

第4回の財政再計算は1974年の予定だったが1969年以降も、所得倍増計画による高度経済成長の中で消費者物価の急騰が続き年金給付実質価値の著しい低下と、それを受けた厚生年金の緊急措置的改正や、国民年金の経過措置である10年年金支給の開始やその受給者増に伴う国民年金の準備的改正が続き、再計算に備えた改定作業は早くも71年末から72年に掛けて厚年・国年両制度について開始され、両者とも1973年に法改正される²⁹⁾。その際考えられていたことは、ILO128号条約基準の「35年加入で平均給与の45%」を目指し、「27年加入の被保険者の平均標準報酬の60%程度」を設定することであった。

この水準は5万円年金と呼ばれるもので、加入期間27年で再評価後の標準報酬月額8万4600円の者に妻の加給分を加えて月額5万2千円余を支給する。これで加入期間20年以上の新規受給者の約1/3が5万円以上を支給されると見込まれていた。改正の第2点として在職老齢年金の支給範囲が拡大され、第3番目に障害年金・遺族年金の最低保障額の引き上げがなされた。また国民・厚生両年金の均衡を図るため国年では25年拠出で月額2万円とし、付加年金を引き上げて夫婦で5万円となるよう改正した。更に10年年金を夫婦で2万5千円に、5年年金を1万6千円に増額した他、各種福祉年金を大幅に引き上げた。

更に厚生・国民両年金へのスライド制を導入し全国消費者物価指数が5%以上変化した場合、その変動に応じて給付額を自動的に改正することとなった。これは大幅な給付増額と併せてその実質価値を維持する画期的な改革であり、この改正の年を福祉元年と呼ぶことになる。その他、厚生年金では保険料率と標準報酬等級の上下限の引き上げ、および積立金の福祉還元の充実が行われ、国民年金では老齢特別給付金、2級障害福祉年金の創設、高齢者の任意加入（5年年金）の再開、保険料の追納と引き上げ、国庫負担の増額がなされた。

こうした改正で厚生年金20年以上加入の新規受給者中1/3が5万円以上の年金を受給出来るとの見込が立てられた。実際1973年の受給者の平均年

金額は前年の2倍以上、3万8千円余となり³⁰⁾、漸く生活保護基準（2級地の老人夫婦で生活扶助に住宅扶助と老齢加算を付けた額）を上廻るものとなった³¹⁾。これは確かに戦後初の画期的な給付水準であり、日本経済最盛期の成果だった。しかし同年秋には第一次石油危機が日本経済を襲い異常な物価高騰が年金の実質価値を下落させ、更にスライド率をかなり上廻る大幅な賃金上昇が加入者の平均標準報酬と平均年金受給額との乖離を生ぜしめた。

(2) 経済環境の激変と短期的対応

経済環境激変の中で厚生・国民両年金制度は1974年以降、物価スライドやその実施時期の繰り上げを行った。また賃金引き上げによる生活水準の上昇には財政再計算の前倒しで、1976年に賃金スライドに匹敵する方策を取り定額部分の引き上げ、報酬比例部分の再評価および加給年金額の引き上げを行った。また拠出制国民年金では25年加入の夫婦に7万5千円を支給し、増大する福祉年金受給者には給付額の引き上げで対応した。なお厚生年金では平均標準報酬月額14万円余の28年加入者の標準年金額は月に9万円余³²⁾となる。こうした標準年金受給者は加入期間20年以上の者の新規受給者の半分程度と見込まれた。

給付水準という視点に立てば1976年の改正は1973年のそれに並び立ち、実際の平均年金受給額も6万9千円弱³³⁾で対平均標準報酬比48%余と向上していた。更に1977-79年間も物価スライドや福祉年金の引き上げが実施時期の繰り上げと共に繰り返される。こうした無謀とも言える給付改善が、経済環境の悪化の中で何故続行されたのか大きな疑問を感ずるであろう。しかも相変わらず保険料の引き上げは労使の反対や政界の思惑により充分とは言えず、国庫負担の増額で補われた。

一つの原因は高齢化率がそれでも未だ7%台にあったこと³⁴⁾、すなわち稼働世代人口の割合が比較的高く、受給世代人口の比率が低かったことにある。二つ目の原因は年金制度が未成熟で受給者自体が少なく³⁵⁾、受給者の平均加入年数も短かったことである。また第三には受給者のかなりの割合が福祉年金や経過年金受給者³⁶⁾であったこと

もあろう。今になれば一番目の原因と絡むが、人口の将来予測とくに出生率の見通しや平均寿命の伸び、また日本経済の成長鈍化も考慮すべきだったと現時点では言えよう。

第4の原因として上述のような状況のため積立金の累積が多額に昇り、インフレによる実質価値の減価を恐れたり、必ずしも適切な運用がなされないためもあり、産業経済への資金提供よりも加入者への利益還元を重視していたことも考えられる。このような考え方が1970年前後に脚光を浴びた、積立金の取り崩しによる給付額の増大を図る賦課方式化論者の台頭をもたらす。他方では福祉還元融資への動きもあり厚生年金加入者への低利率の住宅融資や、大規模リゾート地の全国展開となって現れる。この他にも年金を担保として小口貸付をすとか、教育貸付等を行った。

(3) 研究者・政策担当者達の主張

石油危機の前後『季刊社会保障研究』には社会保障・年金に関する議論が集中的に掲載され始めた。例えば同誌1972年別冊号の<社会保障研究基礎講座>では、厚生省小山進次郎が「年金制度の問題点」と題して①年金制度の未成熟、②制度の分立、③経済成長への対応不足、④老年施策としての位置付けの曖昧さ等を論じている。①については老齢年金受給者率（対60歳以上人口比）を欧米と日本6カ国間で比較し成熟の遅れ³⁷⁾を指摘し、そしてその遅れは経済水準自体がこれらの国々より低く年金制度の創設が遅れたことが基本だと述べている。

同時に制度発足時における経過措置の不充分さも指摘されている。それは厚生年金の定額部分や国民年金に厳しい期間比例原則を貫いたことである。確かに国民年金では福祉年金や10年年金、あるいは5年年金によりある種の経過措置は取られ制度成熟促進の工夫は見られたが、期間比例給付は制度発足時における低額年金受給と成熟時における高額年金受給者多発の問題を内包している。②については制度の分立が通常、支給開始年齢の相違と給付額の高低で語られるが、本来早期支給ならば低水準給付である筈なのにそれとは逆に、低年齢で高額支給となっている矛盾が丁寧に指摘

されている。

③の趣旨は、高速の経済成長の中で過去の標準報酬読み替えと、賃金スライドの欠如あるいは遅れを指摘し、それらの必要を説いているように受け取れる。最後に④については受給者の生涯を考慮した就労から年金受給への移行時期の見極めと、高齢低賃金就労者への調整措置としての在職老齢年金の必要性、世代間公平の視点から見た非拠出制年金の重要性を記している。最後の点は同時に世代内公平の問題とも受け取れる。なお巨額の積立金については上記研究所経済研究部長地主重美が、同誌第5巻4号（1970/3）の「1960年代の年金問題」という論文で問題点を指摘している。

それらはもともと日本の公的年金とくに厚生年金は、①制度発足後の年数に比して受給者が少数で保険料収入が蓄積し易く、この強制貯蓄が財政投融资の原資として高度成長に大きく貢献していること。②運用利率が消費者物価をやや上廻る程度に法定され制度の利子収入を抑制していること。③民間金融市場を圧迫する可能性のあること等である。こうした同氏の意見は後の「積立金を取り崩して給付を増額する」という賦課方式論に結び付き易い。事実同氏は1971年冬には賦課方式に傾斜した主張を一般経済誌等に公表しており、これが大きな反響を呼ぶ。

日本は1970年に国連の定義による高齢化社会に達しており又、核家族化も進展すると予想されていた。60歳定年問題も絡み年金の給付水準は大きな政治問題であった。同誌第8巻3号（1972/12）はシンポジウム形式で日本ILO協会の高橋武や日本団体生命保険㈱監査役の村上清等の賦課方式批判論を掲載している。前者は地主の議論が制度の未成熟問題を給付水準の高低と混同させていると指摘し、後者は私保険の専門家として賦課方式は制度成熟の時点から後に過酷な保険料引き上げを起すこと、一般に考えられている修正積立方式は幻影で、実際には長期を単位として賦課方式に向かっているとの主張を述べている。

同様に早稲田大学教授の安藤哲吉も1971年の『季刊社会保障研究』別冊号で当時の賦課方式化への反論を記している。すなわち賦課方式が成立

つためには、人口老齢化傾向が存在しないこと、また受給資格期間が極めて短く既に年金制度が成熟していること、の二つが大前提であると述べている。しかし我が国ではこれら二つの条件とも満たされておらず、賦課方式の採用は将来の勤労世代に大きな負担を掛け、世代間不公平を生ずるという極めて現代に通ずる批判である。更にILOの段階保険料方式も、持続的な経済成長と高い貯蓄率の保持がなければ同様に後世代の大きな負担を招くと指摘している。

5 制度設計の矛盾と時代環境の変化

筆者は制度開始時と再建時に設定された長い資格期間や、給付とくに定額給付に課された期間比例の法則が災いしたと理解している。これが制度の成熟を遅らせ急激な経済社会の変化に適応出来ない状況を導いた。例えば世界大戦への参画時に生み出された厚生年金制度は、統制経済の強制とその突然の中止と崩壊によって殆ど破壊され、出直し再建時には10年以上前の経済水準の中で沈没寸前であった。その後、敗戦時の混乱した経済情勢から家計、企業、産業、金融・財政、国民経済の立て直し期に対応して、徐々に給付・保険料水準を引き上げて来たが、時代環境とくに経済的・政治的制約の中で万全ではなかった。

周知のように日本経済は1955年頃には復調し高度経済成長の方向に向かう。この中で国、家計、そして企業も保険料拠出が可能な状況となって来た。しかしそれ以前に再構築された厚生年金は修正積立方式を取る他なかった。またそれ以後も早い賃金上昇との乖離を回避するための給付改善と、少数の受給者および多数の被保険者に基づく積立金の累増に惑わされ、保険料引き上げは充分でなかった。経営者、労働組合そして政治家も保険料の十分な引き上げを了承して来なかった。一部の有識者が正論を吐いたとしてもそれが通用するとは限らない。

筆者は積立金について次のように考える。すなわち安定的で確実な運用を第一とすべきこと。また利子収入に過大な期待は禁物だが物価上昇をやや上廻る程度に法定するのは拘束が強すぎるこ

と。更にその規模の巨大さから民間金融市場の攪乱要因となる可能性についても配慮が必要であること等である。賦課方式への急傾斜に至るもう一つの大きな原因は、小山氏が述べているように制度の乱立にあったと考える。何故なら被用者年金の中心である厚生年金は、国・地方公務員共済組合や私立学校共済組合に代表される高い給付を支給出来ていなかったからである。

このようにして日本経済の成長速度が落ち始め、人口構造も経済自体や年金制度に不利化しだし、出生率が低下を続ける中で年金給付総額は他の社会保障給付の比重を上廻り始め国家財政の危機の中でその合理化を迫られることになる。

V 減速経済・高齢化社会向け年金制度への改革・調整

1 第二臨調答申、制度審建議、および長期懇の意見

社会保障とくに年金制度に関する合理化については、第二次臨時行政調査会（土光敏夫会長）の第三次答申（1982）³⁸⁾が大きな推進要因となった。第1次石油危機（1973）を契機に日本経済の成長率は従来の半分程度となり、歳入不足が続く中で国債依存度が高まり国家財政の健全化のため社会保障支出の効率化が求められていた。同答申の中で年金・医療とも社会保険は幾つもの制度に分立し制度ごとに内容に不均衡があること、また将来の年金財政の基盤が不安定で高齢化と制度の成熟化により、現行の給付水準と負担の関係のままでは危機的状況を迎えると指摘されている。

そのため全国民を包含する統一的制度により、基礎的年金を公平に国民に保障することを目標としつつ、長期的制度運営の安定強化を確保する方向で改革を進めるが、被用者年金の統合を図る等により段階的に統合すること。まず国鉄共済年金と類似制度との統合を図り、将来の一元化を展望しつつ給付体系・条件等について制度間の不均衡解消、制度ごとの合理化、複数制度間の併給調整等を行うこと。また給付水準自体の適正化、高齢者雇用の動向を勘案した支給開始年齢の引き上げ

等により制度運営の安定化を図ること。なおその際に被用者の無職の配偶者への年金の保障問題を解決することも記されている。

一方、社会保障制度審議会は第1次石油危機直後の1975年に高齢社会に対応する社会保障全体に関する建議、1977年には「皆年金下の新年金体系」と題する建議を公表した³⁹⁾。そこでは①新しい年金の理念、②新しい年金体系、③年金受給者の生活、④新しい年金体系の諸問題について述べている。すなわち①では高齢人口の急激な増加とそれを扶養する稼働人口の停滞に向けた現行年金制度の抜本的改革、および無年金者を失くし福祉年金、5・10年年金のような経過的措置を一掃する必要を主張している。そのため高齢者の生活実態を正しく把握し生活の基本的支柱としての機能を持った年金という理念を打ち出した。

また分立した各年金制度間の整合性の欠如と制度間不公正を是正するため、共通して均等化し得る部分を探り、全額国庫負担の一定額を一律に支給する「基本年金」樹立を提唱した。その上に社会保険方式で自主運営される改変後の各現行年金制度を乗せ、不公正と格差を縮小させ、且つ財政基盤を固めるとする。なお支給開始年齢はどの年金も65歳とし、その前後の高齢者と雇用市場との関係を大きな課題として、長期の見通しに立ち定年年齢の引き上げを計画する。ただ支給開始年齢引き上げは段階的に実施し、退職して再就業出来ない者には有期の退職年金を認め、低賃金者に対しては在職老齢年金を支給する。

基本年金は全額国庫負担とするため、財源は長期安定を目指す年金税とも呼ぶべき付加価値税が望ましい。更に両種年金給付は高齢者の生活費総てではなく、老人夫婦世帯の標準的な消費支出の5割程度を賄う水準とし、各人の個人的蓄えや家族からの支援を期待している。なお高齢で離婚した被用者の妻の無年金問題を解消するため、現在「空期間」とされている婚姻期間を「実期間」と変更し、これにより被用者の妻の国民年金への任意加入を廃止する。

これとは別に厚生省の危機意識は同省に「年金制度基本構想懇談会」を設置し同年の中間意見を

経て、1979年には最終報告「我が国年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて」⁴⁰⁾により改革の必要と基本的考え方を発表した。そこでは確実に到来する高齢化社会に対応した年金制度改革の方向が述べられている。すなわち国民年金発足から20年近く経過し本格的な成熟段階に達した時点で、国民の年金に対する関心と期待が高まっている一方、年金制度間の不均衡、適用や給付の不合理等が指摘され、更に将来の財政負担に対する危惧と憂慮が大きくなっている。

従って制度全体に亘る総合的・体系的見直しを行い、不合理の是正と各制度の財政基盤の安定化が望まれる。ここで改革の基本的考え方として社会保険方式を原則としながら、公正で効率的な保障を求めることが記され、分立を前提としながらそれに伴う不均衡の是正と財政の安定を図るべきと述べられる。すなわち現行制度からの移行による混乱を最小に留め、給付と負担の関係を税財源の場合より明確にし、給付の増大に対する税収の今後の伸びの厳しさを危惧し、社会的連帯を図る方途として社会保険方式を選んでいる。

ところで前述のような制度の分立に伴う諸問題を一掃するために、各制度間の基礎的給付を統合し新たに全国民を対象とする均一給付の年金制度を創設しようとの構想がある⁴¹⁾。本懇談会は、分立した制度を前提に部分的な統合により様々な不均衡等の是正を図るものとする。それは先ず被用者と非被用者とは労働の形態や生活の態様、老後の稼得手手段等が異なり年金に対するニーズも違い、被用者年金と国民年金とは適用、給付および費用負担の仕組みも大きく異なっているからである。従って一定の基準の下で制度間調整を行うことにより、漸進的に基礎年金構想を実現してゆくべきであると云う⁴²⁾。

2 年金の個人貯蓄・労働供給との関係および年金制度の財政方式

石油危機や経済の低成長の下、人口の急速な高齢化と年金制度の成熟見直しを受け、年金制度とマクロ経済との関係が誌上で論じられ始めた。『季刊社会保障研究』第9巻1号(1973/8)の地主重美

論文「70年代の年金問題」は、再分配による勤労・拠出意欲への影響と個人・政府貯蓄への影響に触れている。但しこれらの点は十分に展開されておらず、論議は多岐に亘り年金制度の改善が生活保護の性格を変える可能性、年金支給開始年齢と定年の乖離による老後生活の不安と、定年退職者の再就職の道を開拓すべきこと、中央政府の行政活動は所得保障政策に限定し、サービスは地方政府の管轄にすべき事などが述べられる。

年金制度のマクロ経済への影響をより包括的に論じた論文は同誌第11巻3号(1976/1)に登場する。高山憲之武蔵大学専任講師(当時)は「所得保障の経済学的分析—所得再分配へのアプローチ—」で、ミクロ経済学の視点から①所得保障の貯蓄率への影響、②生活保護、賃金補助、負の所得税等の所得保障政策が労働供給の誘因に如何なる差異をもたらすか、③各種の所得保障政策は経済厚生上どう評価されるか、等の問題を取り上げた。またマクロ経済学的視点からは④富者から貧者への所得移転により国民所得水準はどのように変化するか、⑤その際、富者の負担する移転・税の帰着はどうかを問題とした。

同じ頃、支給開始年齢の設定方法に関する問題提起が、同誌第11巻4号に厚生省年金局数理課課長補佐の田村正雄による「財政面から見た年金年齢」という同研究所公開研究座談会での報告でなされた。そこでは基本的に給付水準、被用者負担、および支給開始年齢が相互に関連していること、就業構造基本調査から日本の年齢階級別有業率を見るとほぼ65歳を境目に退職者割合が急に増えること、諸外国の老齢年金支給開始年齢と年齢別人口との関係を見た上で、日本の年齢別人口の将来推計から判断すると2000年頃には我が国でも65歳支給が妥当となりそうな表を掲げていて興味深い。

現在、大きな論争の的となっている年金の財政方式について高山憲之の「積立方式と賦課方式」と題する論文が登場するのは同誌第12巻4号(1977/3)である。同論文は幾つかの仮定の下で経済学の理論モデルを用い、各方式がどのような条件下でより有利となるかを検証している。結論

は今日よく知られているように、「人口成長率と（実質）賃金上昇率の和が、（実質）利子率を上廻るとき、実質的な生涯所得の合計額の現在価値は、年金積立をする場合よりそれをしない場合の方が社会全体として大きくなる」というアーロンの命題と同様なものである。

当時の日本経済・金融状況や人口要因の様相は現在とは全く異なる上、新しく長寿化という要因を計算に入れねばならないことが1985年の基礎年金導入以降明らかになったとは言え、同論文は年金問題を論ずる際の大きな刺激となった。高山は後日、同時出生集団毎に生涯年金受給額対生涯年金保険料総額から導かれた収益率なる指標を用いて、同集団間不公平の存在を指摘する論文を書き⁴³⁾、大きな問題提起を行うがそこでは実証分析が中核を成している一方、上掲の論文はあくまでも理論的検証に留まっている。

同じ号には社会保障問題シンポジウム（1）の報告として地主重美氏が「社会保障と個人貯蓄」という寄稿をし、「70年代の年金問題」で触れた課題に本格的に取り組んでいる。最初に1960年代初め以降の日本とアメリカで展開された社会保障と個人貯蓄との関係の研究を整理し、次いで社会保障の種類と貯蓄目的、人口の年齢構成と家族規模等を念頭に置きながら、社会保障効果のミクロとマクロの分析を行っている。ミクロ分析ではライフサイクル貯蓄、備荒貯蓄と社会保障の関係、所得や資産増加の個人貯蓄への影響、社会保障の退職への影響等で注意すべき点を挙げている。

またマクロ分析では所得再分配の個人貯蓄にもたらす影響について述べ、更に個別家計の生涯設計を社会の総体計画に拡張する場合に人口の年齢構造変化に留意すべきだとする。最後に静態的ライフサイクル・モデルを用いて個人貯蓄への影響を探っているが、基本モデルからは、総体貯蓄率が全人口の年齢構成の減少関数であるとしている。その他にも完全拋出制の場合、および完全無拋出型・一部拋出型の場合を検討しているが、結論としてマクロの個人貯蓄率は社会保障の無い場合が最も高く、次いで完全拋出型、一部拋出型、完全無拋出型年金制度の順で高いとしている。

同報告は社会保障とくに年金制度の個人・総体貯蓄への影響分析への大きな刺激となり、同誌第13巻2号（1977/9）には地主と深谷昌弘成蹊大学助教授（当時）がこの主題で寄稿している。前者はライフサイクル・モデルを動態化し、「経済成長率と個人貯蓄との関係、社会保障導入が個人貯蓄率の成長率弾力性に与える影響、高齢化が個人貯蓄率に及ぼす抑圧効果の程度、利子率と成長率との大小関係により年金制度の財政方式が個人貯蓄に与える影響が異なる」事などを示した。ただ将来の不確実性要因、所得リスクと資産リスク等は老齢保障が代替出来るものでないことを最後に注意している。

深谷論文ではミクロの個人貯蓄をマクロの個人貯蓄に合成する際の誤謬について慎重に幅広く検討し人口の年齢構成の他に、不確実性の認識効果や早期退職効果を指摘し合成の難しさを示す。更に個人貯蓄を越えて社会総体貯蓄、特に政府貯蓄との関係を取り上げ、年金制度の財政方式の選択問題に進む。深谷によれば賦課方式は稼働世代から退職後世代への所得再分配を担保として稼働期の控除所得を増大させるから、総貯蓄率は確実に積立方式の場合より低下する。そしてどちらの財政方式を選択するかは結局、世代間の分配の公正と効率性の犠牲とのバランスの問題だろうと云う。

この後に集中的に展開されるのが所得保障特に年金制度が高齢者の労働供給に与える影響や、公的年金制度と雇用問題の関連、高齢化社会における労働供給の問題で、同誌第15巻1号（1979/6）および2号（1979/9）で論じられている。1号には島田晴雄慶応義塾大学教授の「所得保障と高齢者の労働供給—社会保障と雇用政策をめぐる一側面」が、2号には孫田良平日本賃金研究センター研究主任の「社会保障政策とくに公的年金と雇用問題の調整について」と神代和欣・桑原靖夫（横浜国立大学教授、日本労働協会研究員）の「高齢化社会と労働供給の問題点」が掲載されている。

島田論文は米国における1960年代後半から1970年代前半の標題に関わる研究の展開を辿り、この間に理論設定や資料開発に大きな進歩があったこ

とを先ず紹介する。次いで我が国でも実施以前にその政策効果を予め分析・推測しておく重要性を指摘し、日本の現存資料の欠陥を補う統計資料開発（個票データ）の必要性を述べ、年金制度の普及と成熟化に即した綿密な観察が涵養であると結んでいる。個票データの必要性が既にこの時点で日本でも意識されていたことになる。

神代・桑原論文は農林就業者の比重低下と雇用者世帯の妻の労働力率の上昇に注目し、女性労働力率の趨勢の上昇の転換点の到来を予期し、また国際的に高水準の日本の男性高齢者の労働力率を下げる要因を探っている。そのため日米の労働供給に関する実証研究の成果を展望しているが、米国の1950年代末から20年間程に年金等の社会保障給付の改善が男子高齢労働者の労働力率引き下げに大きく貢献したと紹介している。他方、氏原正治郎や島田等が高齢者の国際的に高い日本の労働力率がこれまでの老齢年金の不充分さにあると指摘していると記している。

最後に孫田は定年制、退職金、賃金の三者につき長期的視点に立ち、企業側と雇用・社会保障政策担当者が現状を改革する必要性を述べている。社会保障財政を悪化させるような雇用市場や、定年と年金支給開始年齢の乖離による労働者の生涯設計の不透明化を打開し、新しい人事管理や中高年到達以前からの能力開発・企業内教育と社会教育を行い、退職金を老後生活向上に資する生活資金また円滑な労働力転換を図るための必要経費として、特に企業年金を中心に税制面から再検討する必要性を主張している。更に公務員共済等は公的年金と職域年金の複合だから純公的年金の最低保障を明らかにすべきとしている。

3 基礎年金制度の構築に向けて

第二次臨時行政調査会の報告、社会保障制度審議会の提言、および年金問題懇談会の報告を受けて事態は大きく動き出す。それは1985年の基礎年金制度への大改革への動きである。この大改革こそ今日および将来に向けての基本的な礎となったと筆者は判断している。しかしこの問題に入る前にもう一種重要な論文を紹介しておきたい。年金

制度の改革や新しい政策の実行は大きな経済的環境の変化、および人口・社会的基盤の動揺に対して遅ればせについて行くが、人々に警鐘を鳴らし早急な対応を促すのは寧ろ担当官庁や研究者達ではないかと考える。

それらの典型は制度論研究者と呼ばれる人たちの論考にも現れる。先ず同誌第15巻3号(1980/1)掲載の山崎泰彦社会保障研究所研究員による「国民皆年金体制の再検討」、もう一つは同誌第17巻2号(1981/9)掲載の村上清氏(日本団体生命取締役)⁴⁴⁾による「年金制度の問題点と改革の方向」に触れたい。前者は「国民皆年金実現後20年近く経過し、国民年金創設の過程で問題にされ決着出来なかった事共がもはや避けて通れない基本問題として顕在化し、しかもその多くが国民年金の制度内改正では処理できない」ことを指摘している。そして適用、給付体系、費用負担等について制度間の総合的調整の必要を主張する。

後者は「財政破綻が顕在化した共済制度を目前に改革着手の時が来た」ことを認識し、どの制度も実質的には賦課方式化し非積立債務が巨額の年間徴収を将来に招来すると述べる。これらの事実を示すものとして表3、表4及び表5を掲げた。こうした事実は国の財政赤字が累積することを示すが、問題は財政面のみならず将来の稼働世代・年金受給者間の実収入の不均衡としても生じる。年金制度が稼働世代から退職後世代への所得移転であり、移転後の実収入のバランスの適正さこそ重要となる。なお生計費ニーズは稼働世代家計の方が大きい。

改革実現には経済成長、高齢者就労の促進、給付水準の適正化、および制度・家計両面での格差の見直しが重要である。特に家計側の視点は重要で女性の無年金者発生の可能性について詳細に述べ、また妻の年金による世帯の年金収入格差や、妻の状態による遺族年金格差について、更に特例や任意の規定による過剰給付の問題も取り上げている。結局、年金制度全体の整合的体系への改革を主張し、また女性の自立が進む社会では個人単位の年金となって行くと言う。厚生年金としては支給開始年齢の引き上げも考えられるが、中核は

表3 国民年金の平準保険料と拠出保険料の推移
(単位：円)

改定時期	平準保険料	拠出保険料		
		20歳～34歳	35歳～59歳	5年年金
1961年4月	128	100	150	750 ^(注2)
1967年1月	403	200	250	
1969年1月		250	300	
1970年1月	852	450		
1970年10月				
1972年7月		550		
1973年10月				
1974年1月	2,661	900		
1975年1月		1,100		
1976年4月	(76.9) 5,040	2,200		
1978年4月		2,730		
1979年4月	(80.4) 7,925	3,300		
1980年4月	(80.7) 7,980	3,770		

出典) 国民年金協会編『動き出す年金制度改革』, 376頁。

注1) 付加年金については省略。

注2) 再開5年年金は900円。

表4 国民年金収支状況の推移

(単位：億円)

年度	歳入額			歳出額	収支残	年度末積立金
	合計	保険料	国庫負担			
1961	305	184	116	0	305	305
1965	497	248	146	19	478	1,946
1970	1,849	1,064	394	163	1,686	7,271
1975	6,938	3,691	2,113	4,624	2,314	18,147
1980	19,077	11,824	5,420	15,978	3,100	26,387

出典) 横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』199頁, 日本国民年金協会編『動き出す年金制度改革』382頁。

表5 厚生年金収支状況の推移

(単位：億円)

年度	歳入額					歳出額	収支残	年度末積立金	積立度合
	合計	保険料	国庫負担	利子	その他				
1942	1	1	0	0	0	0	1	1	
1945	6	6	0	0	0	1	6	15	16.86
1950	148	131	4	13	0	17	132	369	17.64
1955	431	342	18	68	2	79	352	1,487	17.51
1960	1,068	807	28	227	7	129	939	4,440	32.60
1965	3,852	2,974	81	784	13	428	3,424	14,414	29.23
1970	10,334	7,479	330	2,496	28	1,672	8,662	44,202	23.01
1975	31,370	22,020	1,738	7,510	102	9,888	21,481	122,869	10.63
1980	70,705	47,007	5,727	17,846	125	34,366	36,339	279,838	7.49

出典) 表4に同じ。

過剰給付の整理と給付水準を将来に向け妥当な線に徐々に修正することであると云う。

上記二論者の問題提起と整理は制度と家計に焦点を当てており有意義だが、更に制度を取り巻く国民経済の稼働状況やその中で変化する産業・就

業構造の推移も、また国民の人口構造や世帯構造の変化も年金制度に大きな影響を与え、その将来像に関する不安や危険をもたらした。こうした背景・環境を念頭に1985年には一大改革が行われる。それは3種7制度に分立した日本の公的年金制度を

一元化する上で基礎となる一步と言える。すなわち被用者年金の定額部分を国民年金の定額給付と揃え調整して新しく一階部分の基礎年金とし、二階部分に被用者年金の報酬比例給付を置く体系に整理・再編成したことである。

これは国民皆年金以来の大改正であり国民年金創設時の問題と、その後の年月に膨張した矛盾を出来るだけ解決しようとの努力の結果である。①被用者年金の支給要件、給付算定方式、その他の制度間格差を解消し、過剰給付や重複支給を解消する、②無年金発生を絶つため専業主婦の国民年金への全員加入や、障害年金の改善を行う、③また制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、被用者年金の定額部分の単価と報酬比例部分の乗率を20年掛けて徐々に逡減させ、最終的に現行の標準的な年金水準（賞与を除く男子平均賃金の68%程度）を維持してゆくこととした⁴⁵⁾。

④しかし何よりも高度経済成長の結果、国民皆保険発足時点と産業・就業構造がすっかり変化し、国民年金の財政基盤が弱体化しこの傾向が将来的に継続・悪化する上、共済組合の中にも同様な傾向を示す制度があることが、各種制度の一部統合あるいは財政調整を必要としていた。すなわち長期的視点に立つ年金制度では財政運営を安定化するためにより大きな集団を選好する。更に長期的に安定した財政運営の問題は③とも関連し、現役世代・退職後世代間公平を保つため、現役勤労者の負担や賃金水準と高齢化の進展を受け増大する年金受給世代の給付額との割合をどの程度に保つかの再検討が不可欠となった。

二階建年金の設計は既述の各審議会・懇談会等の意向を受け、各利害関係者間調整を行った結果であり、最良ではなくとも当時の経済社会情勢の下で可能だった一つのまとめとして受け止めた。勿論この基礎年金を含む新年金制度に関する矛盾や批判は多くあり、また90年代以降の経済不調や一層の高齢化を受けて再度の大改革を2004年に行っている。更に現時点でもその改革すら将来の出生率、年金財政、経済成長の見通しが甘いとの批判を浴び、制度の維持・存続を掛けて一層の改革の検証が行われている。しかし本稿では既に

紙数も尽き問題の数も内容も大きく複雑で、それらは別の機会あるいは筆者に譲る。

21世紀初頭の改革⁴⁶⁾はマクロ経済の動きや高齢化・長寿化の進展と年金給付水準を連動・調整させる仕組みが導入され極めて斬新である。それだけ経済環境の激変と高齢化・長寿化と人口減少と云う社会変動が大きかったのである。しかし分立した各制度を根幹部分で一まとめにし環境の変動に対処出来る形に1985年に整理したこと、給付水準を将来的に徐々に逡減させる仕組みを導入したことは、再度の改革の前提条件となる。従ってここでやや詳しく1985年の改革とそれを巡る論争について見て置きたい。

特に1980年代後半から1990年代初めに『季刊社会保障研究』に掲載された同時出生集団別生涯受給額と生涯保険料納入額との比較、および積立方式への回帰主張論文とそれへの批判、またそれへの反論は新しい分析手法の発展や新しい世代間公平の問題を提起し重要である。但し仮定や指標更に視野に問題がありまた年金制度に過度の不信感を生んだことも大きな課題となる。

③に関しては制度の成熟に伴う平均加入年数の伸びに合わせて定額部分の単価と報酬比例部分の乗率を20年掛けて段階的に切り下げる。その結果、改革の完成年度には給付額が男性平均賃金の68%程度の現行水準に留まりその後も同水準を維持することを目指した。それにより厚生年金の場合、保険料の最高料率が28.9%程度に収まると云う。また②の点は受給者あるいは家計の視点から見た改善である。すなわち国民年金を被用者の被扶養の妻にも強制適用し個人単位で基礎年金を支給し、改正前の国民年金に未加入の被用者の無業の妻が離婚や婚姻中の障害により十分な年金を受給出来ない状態を回避出来るようにした。

しかしこれは大きな課題を残した。すなわち被用者の妻の就業状態により保険料と基礎年金受給との関係が3通りとなる。妻も被用者の場合には自分で被用者年金の保険料を払うがその分の基礎年金は受給出来ず掛け捨てとなる。妻が自営業の場合には自分で国民年金の保険料を払い自分の基礎年金を受ける。また被用者の被扶養の妻が中高

年で離婚すると基礎年金だけ受給する。これが女性の年金というテーマで多くの研究者の関心を持った。例えば『季刊社会保障研究』第21巻3号所載の木村陽子（社会保障研究所研究員）の「公的年金における妻の取り分をめぐって—予備的考察—」である。

障害年金については20歳前からの障害者にも障害基礎年金を支給し、従来の障害福祉年金を越える保障とされた。これは障害発生の時期が制度加入の前後によって保障内容に差を生ずるのを防ぐためである。すなわち国民年金の被保険者は20歳以上60歳未満の日本国内に住所のある1号被保険者、厚生年金や共済組合の被保険者や組合員である2号被保険者、そして2号被保険者の被扶養の妻である3号被保険者となり、20歳以上60歳未満の学生または被用者年金制度の老齢年金受給権者は任意加入とされた。しかし学生に関しては加入者であることの利点が喧伝され、全員加入が強く勧められた。

その他の任意加入者としては日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者、および日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の者である。ここで上掲誌上に余り取り上げられないが重要な課題を一つ指摘したい。それは在日外国人への国民年金適用の問題である⁴⁷⁾。1961年当時の国民年金法では国籍条項が明瞭に存在し、1981年の「難民の地位に関する条約」の批准により漸く1982年に同条項が撤廃され在日外国人の国年への加入は可能となった。しかし加入以前の期間への対応に大きな疑問を残している。それは年金給付額に反映しない「合算対象（カラ）期間」を1986年4月になってやっと導入したことである。

例えば沖縄在住者には1970年に国年が設置され1939年以前に生まれた者に対し生年月日に応じた10年未満の「みなし保険料免除期間」が付けられ、1986年の基礎年金導入に際しては加入期間40年という規定に対し、1950年以前生まれの者について同様な10年未満の「免除期間」が新たに設置されその期間については10年間の追納を認めた。これは本土在住者との均衡を図るためであり、永住帰国した中国残留者邦人等の残留期間についても後

年の改正で同様な免除期間と追納の特例措置が採られた。しかし在日韓国・朝鮮人に対しては自国民待遇が取られていない。

更に1982年から1986年までの間に受給権を得られたであろう者や、その期間に強制加入し既に中年となった者は65歳まで保険料を納付しても老齢年金に結び付かない場合、任意脱退の処理をしているケースもある。合算対象期間とさえしなかったことは大変な問題で、彼らが日本国内で税金を負担していることを考慮すると全く不公平と考えられる。元来1964年の日韓基本条約締結交渉の過程で在日韓国人の法的地位に関し、韓国側は社会保障では国民健康保険や国民年金への加入を要求し、日本側が短期給付の国保のみを認めた経緯がある。これが難民条約の際にも影響を及ぼしたとも言われている。

VI 結び

戦中の厚生年金発足以来の長く大きな時代の流れの中で、厚生年金自体やそれを含む被用者年金および非被用者年金が制度自体の欠陥・矛盾と経済社会環境の変化に対応すべく、政策担当官庁、研究者、経営者、労働組合そして政治家の意見やそうした関係者間の調整によって結果的にどのように変化して来たか、主として制度の内容とそれらを主導した研究者と担当官庁の方達の主張や分析を、『季刊社会保障研究』掲載の論文中心に辿って来た。

論述を古い時代から始めたのは元来公的年金の理念がどのようなものであり環境制約の中でどのような具体的形を取ったか、時代と共に変わる経済社会と年金制度の関係効率、公平、および安定の基準に限定して見ても様々な論点がありそれらに早くから気付いた人達がいたことを若い方々に知って頂き、それら分析の原型を更に発展させて欲しいからである。様々な要素が混沌とした状態で記されており論文用ノートの形でしかないが、現在研究・論議されている諸問題の芽が社会保障研究所中心にどのように芽生え展開して来たかを、現在の年金制度の基本形が出来るまで辿っ

た。

言及すべき論文はこれらの他にも多数あるがとも述べ尽くせない。ここまでを一つの段階として一層整理された形で現時点まで通観した追跡の行われるのを期待している。

追記：

注46で述べるべきだったかも知れないが、筆者は日本の年金制度全体の財政方式について現在の中・高年者との公平の視点から、スウェーデンの制度のように保険料の一部を積立に廻し大部分は賦課方式で行く方法が良いと考えている。また財源については累積債務の高む中、基礎年金を一般財源に依存するのは現実的でない判断する。日

本における負の所得税適用の幾つもの実証研究で、かなり低い水準の給付に莫大な財源を必要とすることが分かっており、根本から社会保険方式で賄い最低水準に満たない者を対象に一部を一般財源で賄う程度のことしか出来ないのではないだろうか。

注

1)『季刊社会保障研究』は、1965年に厚生大臣官房企画室管轄の特殊法人として設立された社会保障研究所の機関誌として同年に刊行され始めた。同研究所は社会保障に関する従来からの研究が法制度論や歴史研究に偏していたとの認識の下、これからは経済社会構造との関係が深く、相互に大きな影響を与え合う社会保障制度について経済学、社会学、統計学の手法による分析が重要であ

付表1 厚生年金制度の保険料率算定方式の推移

保険料改定時期	保険料率 (%)			平準保険料率 (%)			将来見通しに基づく最終保険料率 (%)	保険料率算定方式	国庫負担割合	備考
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員				
昭和17年6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0	-	平準保険料方式	男子10% 坑内員20%	
昭和19年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0	-	〃	男子・女子10% 坑内員20%	
昭和22年9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6	-	〃	〃	
昭和23年8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3	-	〃	〃	インフレによる積立金の減価等を考慮して、暫定保険料率（未だ受給者のなかった養老年金の年金額を1,200円として算定）が採られた。
昭和29年5月（注）	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9	-	段階保険料方式	男子・女子15% 坑内員20%	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成することにより、段階的保険料方式が採られた。「少なくとも5年毎に財政再計算を行う」ことが法律上規定された。
昭和35年5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2	-	〃	〃	
昭和40年5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8	-	〃	男子・女子20% 坑内員25%	標準保険料率（将来の被保険者期間に見合う平準保険料率）（男子5.5% 女子4.8% 坑内員6.7%）を当面の拠出保険料率設定の基礎とした。「保険料率は段階的に引き上げられるべきものとする」ことが法律上規定された。
昭和44年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4	-	〃	〃	標準保険料率（男子6.2% 女子5.2% 坑内員9.2%）を当面の保険料率設定の基礎とした。
昭和48年4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	19.6	将来見通しに基づく段階保険料方式	〃	標準報酬の再評価制・物価スライド制の導入。保険料率は将来見通しに基づいて算定されるようになった。（平準保険料率は参考として算定）
昭和51年8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	20.7	（平成22年）	〃	
昭和55年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	35.4	（平成33年）	〃	女子については、昭和55年10月の8.9%から昭和59年10月の9.3%まで1年ごとに0.1%引き上げ。
昭和60年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	-	28.9	（平成33年）	〃	昭和61年4月から原則、基礎年金拠出金の1/3 女子については、昭和60年10月の11.3%から平成元年10月の11.9%まで1年ごとに0.15%引き上げ。
平成2年1月	14.3	13.8	16.1	-	-	-	26.1 31.5	（平成32年） （平成32年）	〃	保険料率を2段階に分けて引き上げ。女子については、平成3年1月の14.15%から1年ごとに0.15%ずつ引き上げ、平成6年1月に男子の保険料率14.5%に一致。
平成3年1月	14.5	14.15	16.3	-	-	-	26.1 31.5	（平成32年） （平成32年）	〃	
平成6年11月	16.50		18.3	-	-	-	29.8	（平成36年）	〃	保険料率を2段階に分けて引き上げ
平成8年10月	17.35		19.15	-	-	-	29.8	（平成36年）	〃	
平成11年財政再計算 （国庫負担1/3、標準報酬ベース）	17.35		19.15	25.5	-	-	27.8	（平成37年）	〃	保険料据え置き

出典) 第1回社会保障審議会年金数理部会（平成13年12月25日）資料6（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/sl225-1f3.html>）
注) 上段の平準保険料率は、予定利回りを当初10年間5%、それ以降4.5%とした場合、下段は全期間5.5%とした場合。

付表2 公的年金各制度の平成11年財政再計算の前提について

区分		厚生年金・国民年金	国共済	地共済	
基礎数		初期値となる被保険者の性、年齢、被保険者期別のデータ、年金受給権者の性、年齢別データ等は、平成8年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。	組合員及び年金受給権者の性別（遺族共済年金については死亡した組合員の性別）、年齢別に作成平成10年3月末における動態統計調査及び年金受給権者統計を基に作成	組合員及び年金受給権者の性別（遺族共済年金については死亡した組合員の性別）、年齢別に作成	
基礎率	人口学的要素	基本的に平成6年度から8年度にかけての被保険者統計及び受給権者統計に基づいて性、年齢別に作成している。 高齢年金失権率については、「日本の将来推計人口（平成9年1月）」における将来死亡率の改善と整合性をとって改善していくものとしている。	原則として平成7年度から9年度までの3ヶ年の動態統計調査及び年金受給権者統計を基に作成	原則として平成7年度、平成8年度及び平成9年度のすべての地方公務員共済組合の実績によるものを用いる。	
	経済的要素	賃金上昇率	実質賃金上昇率が過去10年間の平均が1%程度であること、将来の実質GDP成長率の見通しが概ね1%程度であることを踏まえ1%と考へ、これに物価上昇率1.5%を加えた2.5%と設定。	同左	同左
		物価上昇率	実績平均が過去10年間で1.5%であることから1.5%と設定。	同左	同左
		運用利回り	今後の自主運用下における年金積立金の運用は、国内債券が中心な役割を果たすであろうことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとしている。 ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率が1.5%程度上回っていることや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っていること（短期金利を賃金上昇率と同程度とみる）から、4%と設定。 なお、過去7年間に資金運用部に預託した分の利回りについては確定していることから別途繰り込むこととしている。	同左	同左
		年金改定率	年金改定率（新規裁定者分）年当たり2.5%（ただし平成36年財政再計算期までは2.3%）	同左	同左
被保険者数（組合員数）		日本の将来推計人口（平成9年1月中位推計）（国立社会保障・人口問題研究所）労働力率見直し（平成10年10月）（労働省職業安定局）を使用して推計。	3ケースで計算 Ⅰ 組合員数一定 Ⅱ 対人口比率一定 Ⅲ 対厚生年金被保険者数比率一定	同左	

出典）第1回社会保障審議会年金数理部会（平成13年12月25日）資料5（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f5.html>）

- るとの基本的姿勢で、また研究を政府から独立な形で運営するとして事業を開始した。
- 2) 本節については阿部（2005）、西崎（2007）、村上（2003）第2章による所が大きい。
 - 3) 1929年から1931年にかけて船員保険の検討は続けられたが、1931年に衆議院で廃案となって以降1937年まで取り上げられなかった。その間の経緯は村上貴美子によっても判明していないという（村上（2003）、46頁）。
 - 4) 脱退手当金は年金のような長期保険には本来馴染まないが、加入期間が20年という長さや適用範囲の狭さ等により労働者の移動の結果、保険料の掛け捨てが生ずることを避けるため、止むを得ず導入された。
 - 5) 微用工の期間は2年、労働者の脱退手当金の受給資格期間は3年間であるため労働者の意欲を喪失させる。
 - 6) この点に関しては横山（1977）、40-50頁が詳細に述べており、興味深い。
 - 7) 戦時に社会政策的色彩の濃い政策を打ち出すには戦時体制に応じた理由をつけねばならない。労働移動禁止と購買力封鎖・強制貯蓄がそれであったろう。軍自身が年金制度に賛成でなかった記述も見られる（横山（1977）、46頁）。
 - 8) 用いたのは消費者物価指数（日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 資料編』）。但し昭和14-20年は日本統計研究所『日本経済統計集』

- の生計費リンク指数が、昭和21-37年は総理府統計局『昭和21-37年 家計調査総合報告書』の戦前基準東京都指数が消費者物価指数として用いられている。
- 9) これに先立ち厚生官僚が1944年に、スペインの日本大使館を通じて大河内一男の入手した「ベヴァレッジ報告案」を複写して、1945年9月に「社会保険部門における戦後対策」と題して発表した（村上（2003）、122頁）。また1945年11月にGHQは軍人恩給の停止を指示した。その善後措置のため厚生省は省内に社会保険制度審議会を同年に設置した。また1946年4月の勅令により、「今後の事態に対処する社会保険制度整備の方策」を検討する目的で厚生省内に社会保険制度調査会を設置した。その中の社会保険、社会保障専攻の学者達が社会保障研究会を結成して、我が国の最初の総合プランとしての「社会保障案」をまとめた。同研究会のメンバーと重なる第一小委員会がこれを事務局案として検討し、第一・第二草案を経て調査会総会で「社会保障制度要綱」を答申した。これはベヴァレッジ報告の影響が強いものであった（社会保障研究所（1968）、資料158-159頁）。
 - 10) 年金制度が完全積立方式で始まって通常は時間の経過と共に徐々に成熟し最終的には賦課方式となる。修正積立方式は実際の保険料と平準保険料との差が拡大して行けば賦課方式に近づき早く成熟する。

- 11) 藤澤 (1980)。
- 12) 昭和36年度(1961)から厚生省と大蔵省が協議の結果、毎年度積立金の25%相当額は厚生年金還元融資、特別融資として保険料拠出者等の生活向上に直接寄与する分野に運用することとなった(出原(1966))。
- 13) 厚生省『厚生白書 昭和31年版』, 3-9頁。
- 14) 本節については村上(2003), 横山・田多(2007), 社会保障研究所(1968), 厚生省五十年史編集委員会(1988)に負うところが大きい。
- 15) 田多(2007), 158頁。
- 16) 制度の概要については厚生省五十年史編集委員会(1988), 1396-1398頁と厚生労働統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』(134-135頁)。
- 17) 任意加入の専業主婦は自分の国民年金の権利と、夫の被用者年金の権利への世帯単位での給付で二重に保護される(夫が年金受給資格を得るまで生存しその夫と離婚しない限り)が、国民年金に任意加入せずまた被用者年金加入の夫と中高年で離婚すれば無年金となる。
- 18) 社会保障研究所(1968)資料, 209-210頁。
- 19) 清水(2007), 188-189頁。
- 20) 社会保障研究所(1968)資料, 259-260頁。
- 21) 調整年金が成立するまでの経緯については厚生省五十年史編集委員会(1988), 1416-1420頁および社会保障研究所(1968), 資料509-520頁に詳しい。
- 22) 1952年6月28日, ILO第35回総会で採決。日本は1976年に批准。
- 23) 昭和40(1965)年改正については厚生省五十年史編集委員会(1988), 1408-1413頁。
- 24) 高山(1981)。
- 25) 昭和44年改正については厚生省五十年史編集委員会(1988), 1421-1423頁。
- 26) 平均一人当たり厚生老齢年金額の推移については厚生省『厚生白書』昭和49年版, 358頁, 第3-1-10表。
- 27) 当時の年金財政予測は利子率, 被保険者数, 受給者等の保険数理の枠で行われており, それらがマクロ経済の動きとの関連を欠き静態経済下での予測であると批判されていた。そこで1973年の年金制度改正から経済変動を表わす要素として賃金上昇率, 物価上昇率および運用利回りが基礎率という名称の下で財政再計算に取り入れられることとなった。しかしこれらの基礎率は1999年の財政再計算までは過去10年の平均値を外挿する方法に依っていた。2004年の改正で初めてマクロ経済との関わりが年金財政の将来予測に組み入れられることとなる。こうした経緯については厚生省年金局数理課(2009), および亀田(2006)。なお研究者による年金制度とマクロ経済との関わりをモデル化した分析は, 市川ほか(1980)を始めとして1990年代以降幾つも登場する。
- 28) 障害, 老齢, および遺族給付に関する条約, 1967年6月にILO総会で採択。日本は未批准。
- 29) 昭和48年改正については厚生省五十年史編集委員会(1988), 1431-1436頁。
- 30) 厚生省『厚生白書 昭和49年版』, 358頁。
- 31) 厚生省『厚生白書 昭和49年版』, 379頁。
- 32) 厚生統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』, 233-234頁。
- 33) 厚生省『厚生白書 昭和52年版』, 336頁。
- 34) 1970年7.1%, 1975年7.9%, 1980年9.0% (厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』, 19頁)。
- 35) 成熟係数は年金制度全体が1970年11.5%, 1975年に21.3%, 厚生年金では1970年に5.4%, 1975年に10.1%, 1978年に15.7%となる(厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』221頁より算出)。
- 36) 福祉年金受給者は受給権者総数の65% (1970), 43.5% (1975), 30.5% (1978) になる(厚生統計協会『厚生統計要覧 昭和57年版』, 221頁)。
- 37) 日本では1970年で44-48%位, 欧米では70-90% (小山(1972), 11-12頁)。
- 38) 第二次臨時行政調査会「行政改革に関する第三次答申—基本答申—(抄)」(日本国民年金協会(1983), 69-72頁)。
- 39) 以下は日本国民年金協会(1983), 145-170頁。
- 40) 日本国民年金協会(1983), 237-270頁。
- 41) 日本国民年金協会(1983), 244頁。
- 42) これについては村上(1977)
- 43) 注24)を参照。
- 44) 年金制度基本構想懇談会の委員
- 45) 厚生統計協会『保険と年金の動向 2012/2013』, 238-245頁。
- 46) 2004年の改正はマクロ経済スライドによる一種の確定拠出型年金制度への変更を含む。なお現在, 問題になっているようにデフレ下でもマクロ経済スライドは実行されるべきである。
- 47) (1) 多民族共生人権教育センター「在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度-無年金問題について-」(<http://www.taminzoku.com/opinion/op0205-2munenkin.html>), (2) 清水直樹「国民年金法と外国人問題」(<http://www.interq.or.jp/asia/lee/opinion/shimizu.htm>)

文献目録

- 阿部公一(2005)「厚生年金の制度展開と財政方式の変遷について」『東北公益文科大学総合論集』第9号。
- 阿部公一(2006a)「1960年代における厚生年金の制度展開について—賦課方式への傾斜—」『東北公益文化大学総合論集』第10号。
- 阿部公一(2006b)「高度成長末期における厚生年金の制度展開について—賦課方式への傾斜—」『東

- 北公益文化大学総合論集』第11号。
- 安藤哲吉(1970)「年金制度の現状と課題」『季刊社会保障研究』別冊No.24。
- 安藤哲吉(1971)「年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』別冊No.29。
- 市川洋・林英樹・馬場啓之助・岸功(1980)「社会保障の国民経済的地位に関するモデル分析」『季刊社会保障研究』Vol.16, No.2。
- 市川洋・林英樹・馬場啓之助・岸功・三上美美子(1981)「社会保障の政策効果測定に関する研究」『季刊社会保障研究』Vol.17, No.2。
- 牛丸聡(1982)「公的年金制度に関するいくつかの見方」『季刊社会保障研究』Vol.18, No.3。
- 大熊一郎(1965)「社会保障の経済学」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.1。
- 加藤久和(2001)「マクロ経済、財政および社会保障の長期展望—供給型計量経済モデルによる分析—」『季刊社会保障研究』Vol.37, No.2。
- 神代和欣・桑原靖夫(1979)「高齢化社会と労働供給の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 亀田啓悟(2001)「年金財政再計算における経済的基礎率の連立立可能性—金融資産市場モデルを用いた実証分析」『季刊社会保障研究』Vol.37, No.2。
- 亀田啓悟(2006)「平成16年財政再計算における経済前提について」『会計検査研究』No.23。
- 木村陽子(1985)「公的年金における妻の取り分をめぐって—予備的考察—」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.3。
- 久保まち子(1965)「日本における社会保障制度と所得の再分配」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.2。
- 健康保険連合会編(1955)『社会保障年鑑』東洋経済新報社。
- 権丈善一(2006)『医療年金問題の考え方』慶応義塾大学出版会。
- 厚生省保険局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生年金事業振興団。
- 厚生省年金局・社会保険庁運営部(1993)『厚生年金保険五十年史』厚生年金事業振興団。
- 厚生省(1956)『厚生白書 昭和31年版』。
- 厚生省(1971)『厚生白書 昭和46年版』。
- 厚生省(1974)『厚生白書 昭和49年版』。
- 厚生省(1977)『厚生白書 昭和52年版』。
- 厚生省五十年史編集委員会編(1988)『厚生省五十年史』厚生労働問題研究会。
- 厚生省年金局数理課(2009)「国民年金及び厚生年金に係る財政の現状及び見通し(詳細版)—平成21年財政検証結果レポート」。
- 厚生労働統計協会(2012)『保険と年金の動向(2012/2013)』厚生労働統計協会。
- 厚生省大臣官房統計情報部(1982)『厚生統計要覧 昭和57年版』。
- 国民生活センター編(1977)『年金制度と高齢労働問題』お茶の水書房。
- 小山進次郎(1966)「我が国における社会保険の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 小山進次郎(1972)「年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』別冊No.34。
- 近藤文二(1966)「社会保障における保険原理」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 坂口正之(1985)「年金制度再編成の評価と政策課題」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.2。
- 地主重美(1970)「1960年代の年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.5, No.4。
- 地主重美(1972)「年金制度の問題点と対策点」『季刊社会保障研究』Vol.8, No.3。
- 地主重美(1973)「70年代の年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.1。
- 地主重美(1974)「所得保障政策と労働供給—社会保障政策の有効性」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.3。
- 地主重美(1977)「動態的ライフ・サイクル貯蓄と社会保障」『季刊社会保障研究』Vol.13, No.2。
- 地主重美(1984)「社会保障への経済的アプローチ—課題と分析—」『季刊社会保障研究』Vol.20, No.3。
- 地主重美(1987)「公的年金と個人老後貯蓄—保障と自助」『季刊社会保障研究』Vol.23, No.1。
- 島田晴雄(1979)「所得保障と高齢者の労働供給—社会保障と雇用政策をめぐる一側面」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.1。
- 清水英彦(2007)「年金保険の拡充・展開」横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』, 学文社。
- 清水直樹「国民年金法と外国人問題」<http://www.interq.or.jp/asia/lee/opinion/shimizu.htm> (2014年4月26日最終確認)
- 社会保障研究所編(1968)『戦後の社会保障』至誠堂。
- 社会保障研究所編(1982)『年金改革論』東京大学出版会。
- 社会保障研究所編(1993)『リーディングス 日本の社会保障 年金』有斐閣。
- 社会保障講座編集委員会編(1980)『社会保障講座1 社会保障の思想と理論』総合労働研究所。
- 社会保障審議会(2001)「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証概要」第1回年金数理部会資料6, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f5.html> (2014年4月26日最終確認)
- 社会保障審議会(2001)「公的年金各制度の保険料率算定の推移」第1回年金数理部会資料5, <http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1225-1f3.html> (2014年4月26日最終確認)。
- 高橋武(1965)「社会保障における年金制度の問題点」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.1。
- 高橋武(1969)「社会保障と社会サービス」『季刊社会保障研究』Vol.5, No.1。
- 高橋武(1972)「厚生年金を考える」『季刊社会保障

- 研究』Vol.8, No.3。
- 高山憲之(1976)「所得保障の経済学的分析—所得再分配へのアプローチ—」『季刊社会保障研究』Vol.11, No.3。
- 高山憲之(1977)「積立方式と賦課方式」『季刊社会保障研究』Vol.12, No.4。
- 高山憲之(1981)「厚生年金における世代間の再分配」『季刊現代経済』No.43。
- 田多英範(2007)「分立型国民皆年金体制の確立」, 横山和彦・田多英範編著『日本社会保障の歴史』学文社。
- 多民族共生人権教育センター「在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度—無年金問題について—」, <http://www.taminzoku.com/opinion/op0205-2munenkin.html>(2014年4月26日最終確認)
- 田村正雄(1976)「財政面から見た年金年齢」『季刊社会保障研究』Vol.11, No.4。
- 出原孝夫(1966)「年金積立金の運用について」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.1。
- 中野徹雄(1965)「厚生年金保険法の改正について」『季刊社会保障研究』Vol.1, No.2。
- 西崎緑(2007)「労働者年金法の成立」横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社。
- 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 資料編』日本銀行。
- 日本国民年金協会編(1983)『動き出す年金制度改革』第一法規出版。
- 日本統計研究所編(1958)『日本経済統計集』日本評論新社。
- 庭田範秋(1966)「社会保障の理念と保険の原理」『季刊社会保障研究』Vol.2, No.3。
- 野口悠紀雄(1987)「公的施策による世代間の移転」『季刊社会保障研究』Vol.23, No.3。
- 八田達夫・小口登良(1989a)「賦課方式から積立方式への移行」『季刊社会保障研究』Vol.25, No.1。
- 八田達夫・小口登良(1989b)「賦課方式から積立方式への移行と財政収支」『季刊社会保障研究』Vol.25, No.2。
- 馬場啓之助(1974)「養老貯蓄と老齢年金」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.4。
- 深谷昌弘(1977)「社会保障と個人貯蓄率」『季刊社会保障研究』Vol.13, No.2。
- 藤澤益夫(1980)「ナショナル・ミニマム思想とその系譜」社会保障講座編集委員会編『社会保障の思想と理論』総合労働研究所。
- 堀勝洋(1985)「公的年金のスライドの在り方について」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.3。
- 堀勝洋(1988)「公的年金による負担の転嫁について」『季刊社会保障研究』Vol.24, No.2。
- 堀勝洋(1991)「公的年金と世代間の公平」『季刊社会保障研究』Vol.26, No.4。
- 孫田良平(1979)「社会保障政策とくに公的年金と雇用問題の調整について」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 村上貴美子(2003)『戦後所得保障制度の検証』勁草書房。
- 村上清(1972)「生きた年金への前進」『季刊社会保障研究』Vol.8, No.3。
- 村上清(1977)「年金制度の再編成」『季刊社会保障研究』Vol.12, No.3。
- 村上清(1979)「公的年金・退職金・企業年金」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.2。
- 村上清(1981)「年金制度の問題点と改革の方向」『季刊社会保障研究』Vol.17, No.2。
- 矢野恒太記念会編(2013)『数字で見る日本の100年』矢野恒太記念会。
- 山崎泰彦(1980)「国民皆年金体制の再検討」『季刊社会保障研究』Vol.15, No.3。
- 山崎泰彦(1985)「年金改正法の意義と今後の課題」『季刊社会保障研究』Vol.21, No.2。
- 山本純男(1974)「経済計画と年金問題」『季刊社会保障研究』Vol.9, No.2。
- 横山和彦(1977)「公的年金制度の歴史と現状」国民生活センター編「年金制度と高齢労働問題」お茶の水書房。
- 横山和彦・田多英範編著(2007)『日本社会保障の歴史』学文社。
- ILO(2014)「1952年の社会保障(最低基準)条約(第102号)」, http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238134/lang--ja/index.htm(最終確認2014年4月26日)
- (きど・よしこ 元慶應義塾大学教授)